

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月21日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市住之江区泉2丁目1番64号	
氏名 株式会社 栗本鐵工所 加賀屋工場	
工場長 上辻 栄次	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6686-1055	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 栗本鐵工所 加賀屋工場
事業場の所在地	大阪市住之江区泉2丁目1番64号
計画期間	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22:鉄鋼業
②事業の規模	製造品出荷額: 18, 746百万円/年
③従業員数	395人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	下記資料参照 添付資料①「廃棄物処理工程フロー図」 添付資料②「鑄鉄管製造工程・廃棄物発生フローシート」

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付資料③「管理組織一覧表」

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュポラダスト)	廃PCB(油・コンデンサ)
	排出量	265.1 t	7.25 t
	（これまでに実施した取組） ・環境管理委員会を設置しており(毎月1回実施)、排出量の報告を行い、減量化の検討を行っている。 ・ISO14001の工場環境目的に「廃棄物の削減」を掲げ、発生量の削減等に取り組んでいる。 ・排出量の推移については、添付資料④参照。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュポラダスト)	廃PCB(油・コンデンサ)
	排出量	262.5 t	1.48 t
	（今後実施する予定の取組） ・上記活動の充実を図る。 体制に不備があればその都度見直しを行う。 ・原燃料、材料の品質管理を徹底する。また、キュポラ操業の燃焼管理を徹底し、ばいじんが発生しにくい管理を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・なし
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュホラダスト)	廃PCB(油・コンデンサ)
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュホラダスト)	廃PCB(油・コンデンサ)
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュホラダスト)	廃PCB(油・コンデンサ)
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュホラダスト)	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュボラダスト)	廃PCB(油・コンデンサ)
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュボラダスト)	廃PCB(油・コンデンサ)
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュボラダスト)	廃PCB(油・コンデンサ)
	全処理委託量	265.1 t	7.25 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	209.6 t	7.25 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・処理委託を行う特別管理産業廃棄物は、還元ばい焼施設により、原料の抽出を行う。または、無害化処理を行い、コンクリート固化し、販売する等でリサイクルされている。 ・許可証の確認を定期に行っており、最新版を保管している。また、非定期ではあるが、処理先の現地確認を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有害ばいじん(キュボラダスト)	廃PCB(油・コンデンサ)
	全 処 理 委 託 量	262.5 t	1.48 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	207.5 t	1.48 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・現状維持。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	265.1	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

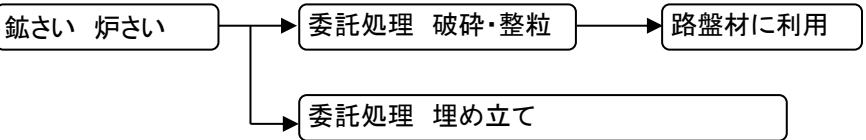
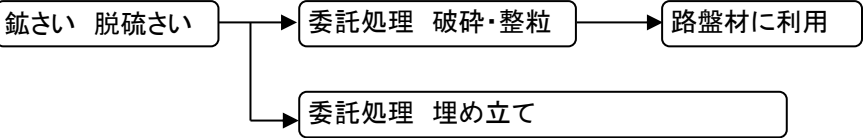
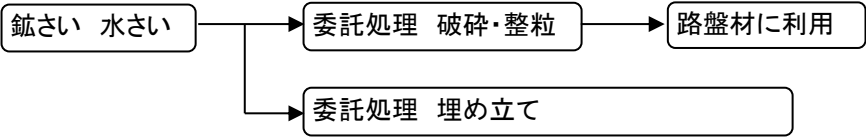
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

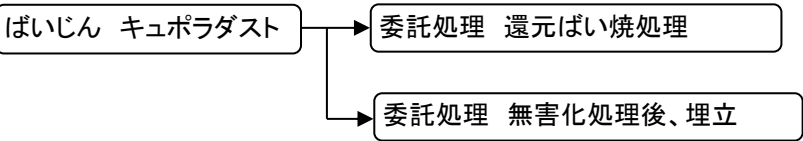
「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 8 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理工程フロー図

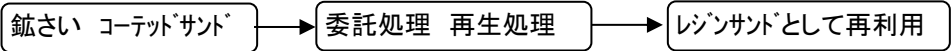
A-1
工程



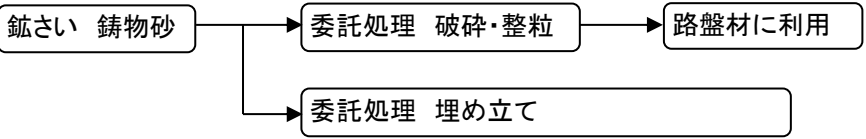
A-2
工程



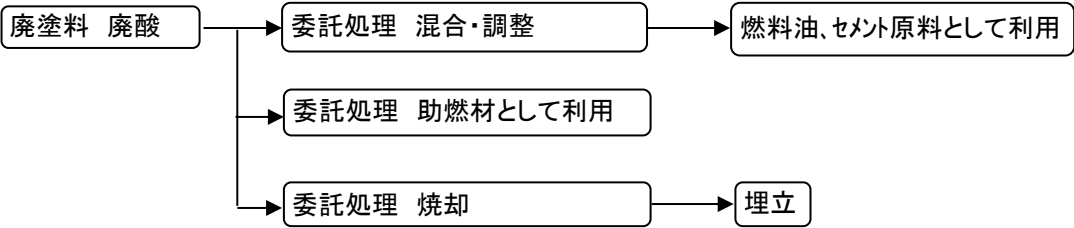
A-3
工程



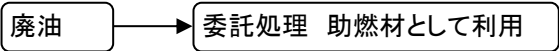
A-4
工程

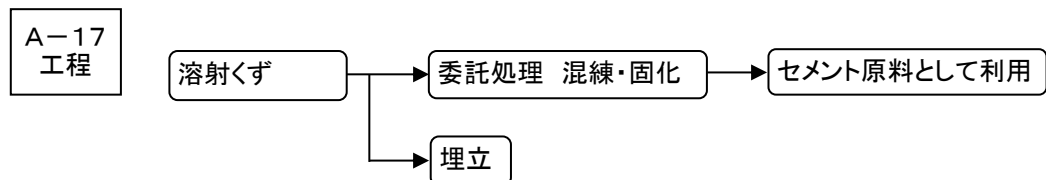
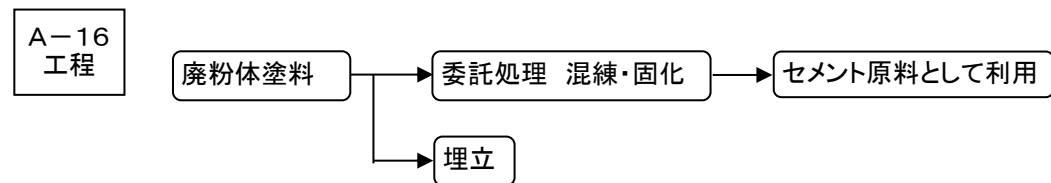
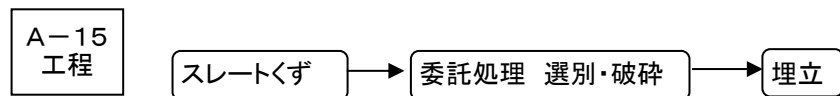
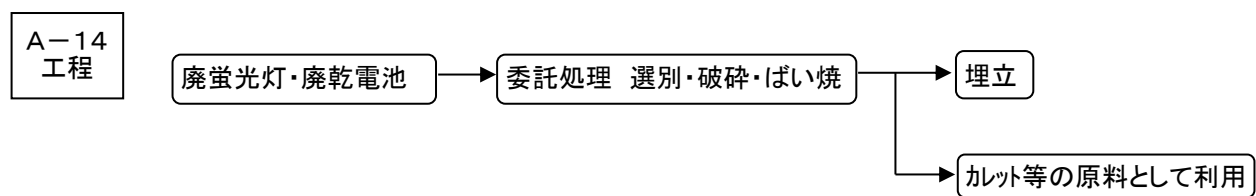
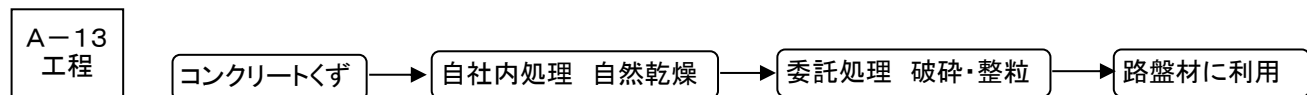
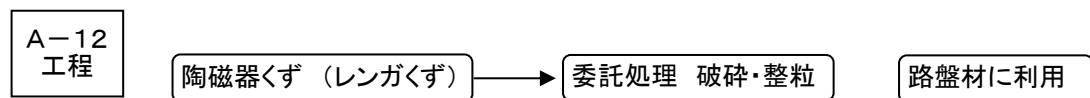
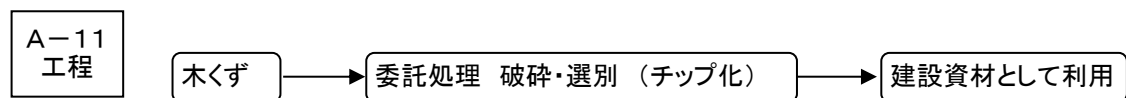
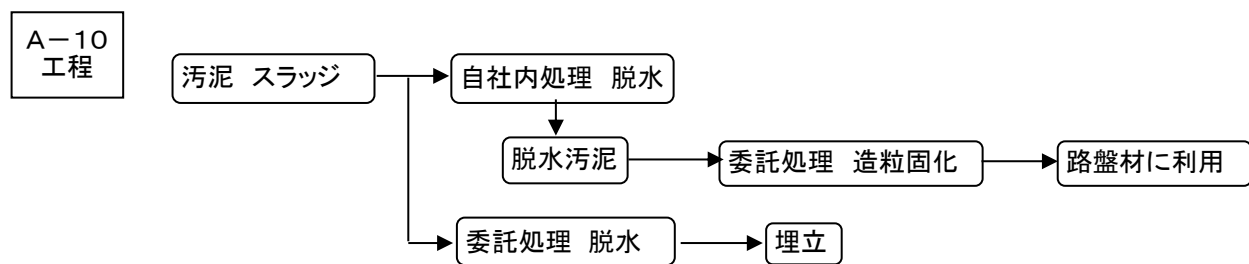
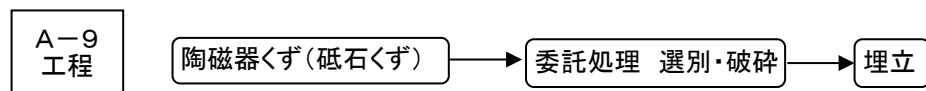
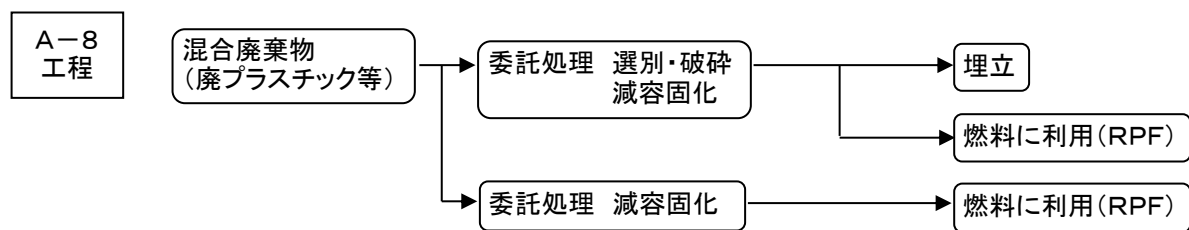


A-6
工程



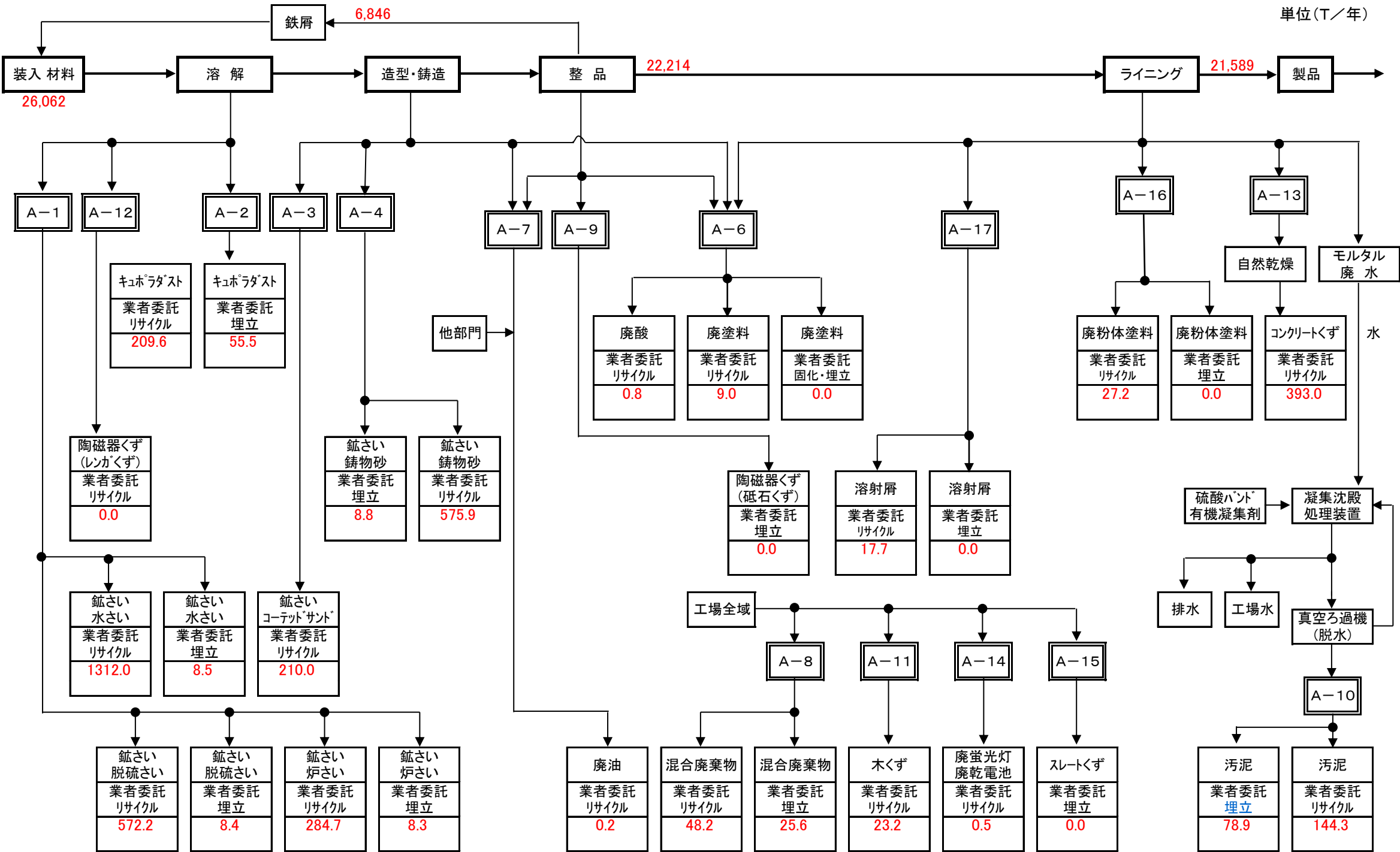
A-7
工程





鑄鉄管製造工程・廃棄物発生フローシート(2023年度)

単位(T/年)



産業廃棄物の分類と管理組織

廃棄物の種類	廃棄物の名称	発生部署	処分方法	廃棄物管理組織		
産業廃棄物 特別管理	感染性産業廃棄物	環境管理課	溶融、埋立	産業廃棄物 特別管理 管理責任者		
	廃PCB等	設備管理課				
	キュボラダスト	溶解課溶解係	リサイクル 又は埋立			
産業廃棄物	汚泥	整品課ライング係	リサイクル 又は埋立	部門長	廃棄物管理責任者 (環境管理課長)	
	溶射屑	整品課ライング係	リサイクル			
	廃油	全域	リサイクル 及び焼却			
	廃塗料(塗料)	整品課ライング係 研究部	リサイクル			
	廃酸	鑄造課	リサイクル			
	廃溶剤	整品課ライング係	リサイクル			
	砥石屑	整品課	埋立			
	耐火レンガ屑	鑄造課	リサイクル			
	コンクリート屑	整品課	リサイクル			
	ガラス屑 板ガラス、瓶類、他ガラス類	全域	埋立			
	木屑類 梱包廃材、木製パレット、廃輪木他	全域	埋立			
	廃蛍光灯、廃電球、廃乾電池等	全域	リサイクル			
	鋳滓(水さい)	鑄造課	埋立、又は リサイクル			
	鋳滓(鑄物砂) 廃砂、造型ライン集塵機のダスト、 中子砂、コーテッドサント	鑄造課	埋立、又は リサイクル			
	鋳滓(脱硫滓) 脱硫滓、酸化マグネシウム残さ					
	鋳滓(炉さい) 除サイノロ、耐火材					
	鋳滓(コーテッドサント) (鉄管鑄造廃砂)	鑄造課	リサイクル			
	混合廃棄物 (廃プラスチック等) ウエス、革手、軍手、断熱材、 ポリキャップ、集塵ろ布 塩ビスレート、フレコンバック、ホース類、 ビニール類、発泡スチロール類、	全域	埋立一部 リサイクル			

有害ばいじん発生量の推移

年 度	発 生 量 (ton)	対前年度比 (%)
平成 1 7 年	329	—
平成 1 8 年	285	-15.4
平成 1 9 年	321	11.2
平成 2 0 年	361	11.1
平成 2 1 年	334	-8.1
平成 2 2 年	310	-7.7
平成 2 3 年	297	-4.4
平成 2 4 年	355	16.3
平成 2 5 年	352	-0.9
平成 2 6 年	373	5.6
平成 2 7 年	380	1.8
平成 2 8 年	408	6.9
平成 2 9 年	445	8.3
平成 3 0 年	511	12.9
令和元年	398	-28.4
令和 2 年	297	-33.9
令和 3 年	358	16.9
令和 4 年	342	-4.7
令和 5 年	265	-28.9